

令和元年第7回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和元年7月26日(金)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時40分					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	横田 拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村 実	出席	9	福井 一洋	出席
	3	島村 芳孝	出席	10	横手 澄男	出席
	4	清水 典子	出席	11	浅田 カヨ子	出席
	5	梅澤 三子	欠席	12	福嶋 輝幸	出席
	6	佐藤 茂男	出席	13	森谷 進	出席
	7	道谷 淳史	出席	14	鳴河 のり子	欠席
推進委員 農地利用最適化	1	師岡 一夫	出席	4	鈴木 國昭	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	庄司 等	出席
	3	眞通 昭彦	欠席	6	本藤 利一	出席

議事関係出席者	
事務局	事務局長 小鹿野 高光 主幹 市川 徹 主査 大森 充浩 主事 榑 有也
傍聴人	
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第24号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第5 議案第25号 別段の面積の設定について</p> <p>日程第6 専決処分の報告について</p> <p>その他</p>

<p>議 長</p>	<p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は 12 番、13 番にお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>7 番</p>	<p>日程第 2 議案第 2 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>日程第 2 議案第 2 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より 1 番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>7 番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>現地確認をしたところ、飼料用トウモロコシが栽培されていました。地番 540 と 541 についてはきれいに管理している状態でした。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>譲受人は、主に清流地区に農地を所有している方で、家族で露地野菜を中心に栽培している兼業農家です。農業従事日数につきましては、譲受人が年間 160 日、〇〇〇が 180 日、〇〇〇は譲受人の娘であり、従事日数は把握していませんが、経営に携わっているとのこと。最近の作付状況は、イノシシ、シカなどの鳥獣被害が多発していることから、被害の少ないハスイモ、ウコン、ネギが主な作物としています。</p> <p>なお、収穫したものは、知り合いや近所の方に譲渡するなどしているとのこと。</p> <p>今回取得する農地の情報は、インターネットを通じて知り得たとのこと、譲受人は、清流地区のような山間地区ではなく、また、鳥獣被害の少ない、平坦な農地での経営をしたいとの意向がありましたので、今回の取得を考えたとのこと。</p> <p>作付計画につきましては、取得後の 3 年間は飼料用トウモロコシを栽培し、販路先は〇〇〇を予定しているとのこと。将来的には、高麗芝や竜の髭の栽培を検討しているようで、栽培知識を蓄えた後、計画をしたいとのことでした。</p>
<p>議 長</p> <p>13 番</p> <p>事 務 局</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>譲受人は以前も農地を 7 反ほど取得した方ですか。</p> <p>はい。平成 16 年に清流地区で約 7 反の農地を取得し、その後、平成 20 年に森戸新田地区の農地を取得しています。現在、清流地区の農地を経営基盤としています。</p>
<p>13 番</p> <p>事 務 局</p> <p>12 番</p> <p>事 務 局</p> <p>12 番</p> <p>事 務 局</p>	<p>森戸新田の農地では何を栽培していますか。</p> <p>小松菜などを栽培しています。</p> <p>農業機械はどのくらい持っていますか。</p> <p>トラクターを 2 台所有しています。</p> <p>販路先の〇〇〇は栽培作物を買い受ける予定ですか。</p> <p>譲受人の話によると、買い受けるとのこと。</p>

12番
事務局
議長
委員
議長
委員
議長

農地取得後に宅地等に地目が変わる可能性はありますか。
申請地は農振農用地であるため、倉庫などの建築はできません。
質疑がありましたらお願いします。
ありません。
質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。
異議なし。
異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

議長
事務局
議長
7番

事務局より2番の朗読をお願いします。
〈議案朗読〉
7番より申請地の状況について説明をお願いします。
先日、現地確認をしました。申請地には栗が植えられており、栗の木の下には芝のようなものがありました。とてもきれいに管理されていました。

議長
事務局

事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
譲受人は、市から認定農業者として認定を受けており、年間の農業従事日数は250日、主に栗を栽培する農業者です。今回、栗の経営地拡大を目的として申請に至っております。

議長
13番
事務局

質疑がありましたらお願いします。
申請地は以前に譲渡人の父親が取得した土地ですか。
はい。取得後に相続が発生し農地の管理が難しいため、今回の申請に至っております。

議長
委員
議長
委員
議長

質疑がありましたらお願いします。
ありません。
質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。
異議なし。
異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議長
事務局
議長
事務局

日程第3 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。
〈議案朗読〉
事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。
申請地は巾着田の入口から入り、バス専用駐車場の南側道路を進み、佐島牧場手前に位置する土地です。現地は、保全管理の状況です。
譲受人は、巾着田内の管理等を行っている法人です。
当該申請地は巾着田の中に位置しており、9月からの曼珠沙華開花時期において、巾着田内の駐車場が満車となるため、その影響から道路も渋滞となってしまう。このことから申請地において、臨時駐車場を開設し、少し

<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>でも渋滞を緩和するため計画をしたものです。</p> <p>現地の形状変更をしないこと、過去の許可状況等を鑑みて、申請地及び隣接地への影響がないと思われま。</p> <p>なお、当該申請は昨年も同様に申請されており、使用期間満了後、現地を耕し農地へ復元しております。埼玉県も、これを確認し完了届を受領しております。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 2 番</p>	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>2番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>先日、現地確認をしました。申請地は田木の中山酒店を右折し圏央道をくぐり、50mほど進んだところに三島食品という会社があり、その付近に位置します。申請地の周りはフェンスが張られており、道路から見たところ1.5mほどの雑草が繁茂しており、反対側の川方面から見てもかなり雑草が生えている状態でした。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>当該申請につきましては、農振農用地からの除外から計画されているもので、平成30年5月に除外の認可を受けています。</p> <p>譲受人は、飯能市に本社を置く、主に宅地造成などを請負う建設事業者です。</p> <p>現在、飯能市内に既存の資材置場がありますが、鶴ヶ島市、坂戸市方面での仕事が増加してきたことで、現場と資材置場を行き来することに苦慮している状況です。このことから、当該申請地を資材置場として設置し、従業員の負担軽減と仕事の効率性を向上させることを目的として申請に至ったものです。</p> <p>農地区分につきましては、第2種農地であり、計画内容に必要性があると認められるため、許可相当と考えます。</p>
<p>議 長 3 番 事 務 局 12 番 事 務 局 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>地番318番2号のような土地となっていますか。</p> <p>南小畔川の河川敷となっています。</p> <p>どういった理由で申請地を選定しましたか。</p> <p>人通りが少なく、周りをフェンス等で囲うことが出来るなど、資材が盗まれる危険が少ないといった理由から選定しています。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p>

委員
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議長

日程第4 議案第24号 農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第4議案第24号農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。事務局より1番の朗読をお願いします。

事務局

〈議案朗読〉

議長

8番より申請地の状況について説明をお願いします。

8番

22日に現地確認をしました。申請地はもくせい通りの藤川屋酒店を西へ150mほど進み、その先を北西へ150mほど進んだ元ちびっこ広場の西側へ民家を挟んだ両側に位置します。地番〇〇〇番〇は高さ約30cmの雑草が生えており、サツマイモ、キュウリ、ニンジンなどが栽培されていました。地番〇〇〇番〇は西側は草が刈られており、南側も高さ約30cmの雑草が生えており、トラクターと伐根された木が置いてある状態でした。

議長

事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

借受人は、日高市の認定農業者であり、有機栽培による露地野菜の栽培をしています。年間約70種類ほどの野菜を栽培しており、市内外の飲食店への出荷や野菜セットの販売を行っています。申請地は平成26年4月から利用権設定をしており、引き続き耕作していくため、更新を目的としているものです。

議長

質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。（案）を消してください。

議長

事務局より2番の朗読をお願いします。

事務局

〈議案朗読〉

議長

6番より申請地の状況について説明をお願いします。

6番

先日、2番（推進委員）と現地確認をしました。No. 1、2は飯能寄居線と八高線の線路の間にあり、No. 1が30cm、No. 2が1mの草が生えていました。No. 3は県道日高川島線のファミリーマート付近に位置し、10cmの草が生えていました。No. 4、5、6はNo. 4が30cmでNo. 5が10cmの草が生えていました。No. 7はNo. 6の東側に位置し、20cmから30cm程の草が生

議 長
事 務 局

えていました。No. 8は田波目と南平沢の境付近に位置し、きれいに耕運されて
いました。

事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は、役員2名で平成29年度と平成30年度から就農した農家で構成
されている農地所有適格法人で秩父市ではブドウを栽培し、秩父市内の直売
所にて販売をしています。計画では、申請地でネギを栽培し、日高市内の直
売所などに出荷する予定とのことです。申請地は申請人の経営地に近接して
おり、農地を集積して経営拡大を目的としているものです。

議 長
12 番

質疑がありましたらお願いします。

農業者である委員にお聞きしたいのですが、一般的に二人でどのくらいの
面積を栽培することができますか。

7 番

毛呂山町、越生町にいる農業者で二人で3ha以上栽培している方がいま
す。ただし、借受人についてはぶどうの栽培もしているため、より経営が難
しいと思います。

13 番

最近、借受人の経営地で若い子が一人手伝っているのを見かけましたので、
人員が増えていると思われます。

議 長
委 員
議 長

質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営
基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と
いうことでよろしいでしょうか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消し
てください。

議 長
事 務 局

日程第5 議案第25号 別段の面積の設定について

日程第5議案第25号別段の面積の設定についてを議題とします。事
務局より説明をお願いします。

農地法第3条の許可要件の一つに経営農地の下限面積が定められて
います。下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、
農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定される
ことから、許可後に経営する農地面積が一定(県50a、道200a)以上な
らないと許可しないとするものです。いわゆる5反要件です。

なお、地域の平均的な経営規模や遊休農地の状況などから、地域の実
情に合わない場合には、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ「別段
の面積」を定めることができることになっています。日高市の場合は、
高麗地区が3反に引き下げられています。

なお、この下限面積については、毎年、設定又は修正の必要性を審議
することとなっています。

<資料に基づき説明>

<p>議 長 2 番</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 年に一度、面積を設定するにあたって、設定をしなければいけない期限などはありますか。</p>
<p>事 務 局 議 長 委 員 議 長</p>	<p>特に期限はなく、毎年、審議する必要があります。 質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。別段の面積については変更を行わないことで異議ございませんか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。別段の面積については変更を行わないことと決しました。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>日程第 6 専決処分の報告について 日程第 6 専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。 ありません。 以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>

署 名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

印

議 事 録 署 名 委 員

印

印